

婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設取扱定員

1 婦人相談所一時保護所及び都道府県又は市町村の設置する婦人保護施設

婦人相談所一時保護所及び都道府県又は市町村の設置する婦人保護施設の取扱定員は条例等で定めた定員とすること。

2 地方公共団体以外が設置主体である婦人保護施設

婦人保護施設のうち、設置主体が地方公共団体のものを除いては、次の表に掲げる定員とすること。

都道府県	施設名	取扱定員
		人
岩手県	桐の苑	20
千葉県	望みの門学園	30
東京都	救世軍婦人寮	40
〃	慈愛寮	40
〃	いずみ寮	40
〃	いこいの家	50
三重県	あかつき寮	30
兵庫県	神戸婦人寮	40
〃	姫路婦人寮	40
広島県	呉慈愛寮	30
福岡県	嘉穂婦人寮	50
鹿児島県	錦江寮	30
沖縄県	うるま婦人寮	40
—	かにた婦人の村	100

婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設職員職種別配置基準

職 種 取扱定員	総 数	施 設 長	事 務 員	主 任 指 導 員	指 導 員	看 護 師	栄 養 士	調 理 員 等	嘱 託 医
50人以下	人 9	人 1	人 1	人 -	人 2	人 1	人 1	人 3 (1)	人 (1) (2)
51~100	10	1	2	1	1	1	1	3 (1)	(2)
長期収容施設	18	1	2	1	9	1	1	3	

(注) ()書きは、非常勤職員の別掲である。

委 託 契 約 書 準 則

〇〇〇〇（以下「甲」という。）と社会福祉法人ベテスタ奉仕女母の会（以下「乙」という。）とは、乙が設置する婦人保護長期収容施設「かにた婦人の村（所在地千葉県館山市大賀594）」に関して次の条項により、委託契約を締結する。

（委 託）

第1条 甲は、乙に対し、要保護女子のうち、特に長期にわたる保護を必要とする者の収容保護を委託する。

2 甲は、前項の規定に基づき、乙に対して〇人を超えない範囲で委託できる。

3 第1項の規定により、甲が乙に送致した要保護女子の収容保護に関し委託する事項は次のとおりとする。

(1) 生活指導、保健衛生及び職業指導その他更生のため必要な指導に関すること。

(2) 入所者に対する衣食その他日常生活に必要なものの支給に関すること。

（経 費）

第2条 甲は、事務費として、毎年度国が示す「婦人保護費交付基準」の算定基準によって算出された事務費の額を各四半期ごとに乙に対して概算払（精算払）をするものとする。

第3条 甲は、収容費として、毎年度国が示す「婦人保護費交付基準」の基準額によって算出された収容費の額を各月ごとに乙に対して概算払（精算払）するものとする。

第4条 甲は、その他収容保護に要する経費として、乙と甲が協議して取り決めた額を、乙に対して概算払するものとする。

第5条 乙は、前3条に基づき支払いを受けるときは、当該事業の開始前20日までに甲に対して請求するものとする。

第6条 甲は、前条により請求を受けたときは、すみやかに乙に支払うものとする。

（報 告）

第7条 乙は、甲に対して各月の収容保護状況及び経理状況を翌月の末日までに報告するものとする。

第8条 乙は、各年度の委託に関する事業の収支決算書を作成し、甲に対して翌年度の4月末日までに送付するものとする。

(調査)

第9条 甲は乙に対し、前2条に規定する報告のほか、必要に応じて委託事項の実施状況に関して報告を求め、又は関係書類その他を調査することができる。

(精算)

第10条 乙は、第8条の規定に基づき、収支決算書を作成した結果過不足額が生じたときは、甲に対し翌年度の4月末日までに精算するものとする。

(契約違反)

第11条 乙がこの契約に違反したときは、甲がすでに支払った経費の全部又は一部の返戻を求めることがある。

第12条 この契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(契約の期間)

第13条 この契約の期間は、契約締結の日から平成 年 月までとする。

2 この契約の継続については、契約期間満了の日の1箇月前までに、甲乙いずれか一方から何等かの意志表示がないときは、契約期間満了の日の翌日から向こう1年間改めて契約が締結されたものとみなし、その後においても同様とする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を所持する。

平成 年 月 日

甲
乙

印
印

別紙 4

職員給与支給状況表 (月分)

											施設の種類			
											施設の名称			
氏名	専任 兼任 の別	職 種	性別	年齢	経 験 年 数	学 歴	本 俸 (ア)	諸 手 当					合 計 (イ)～(カ)	備 考
								本俸の調整額 (イ)	扶 養 手 当 (ウ)	超過勤務手当 (エ)	通 勤 手 当 (オ)	そ の 他 手 当 (カ)		
				歳	年月		円	円	円	円	円	円	円	
計 (人)														

(記載要領)

1. 「専任、兼任の別」欄は、勤務場所がもっぱら当該施設にあるものを専任とし、当該施設以外にも勤務場所を有しているものを兼任とすること。同一施設内において、二つの職種を兼務しているものについては、職務内容等によりどちらかを専任とすること。
2. 「職種」欄は、別紙2の職種別職員配置基準表に掲げた職種を記入すること。
3. 「年齢」欄は、給与の支給月を基準として歳月まで記入すること。
4. 「経験年数」欄は、当該施設における勤務年数及びその他の社会福祉施設における勤務年数を合算した年数とし、年月まで記入すること。
5. 「学歴」欄は、大学卒、短大卒、高校卒、中学卒のように記入すること。なお、保育士、看護師、社会福祉従事者等、資格免許等を有しているものについては、資格、免許等の名称、取得年月日を備考欄に記入すること。
6. 「本俸の調整額」欄は、本俸の調整手当、特殊業務手当等本俸に準じたものとして支給されているものを記入すること。
7. 給与の「合計」欄は、当該月の給与支給総額に一致するものであること。